

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
欠席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	<p>1 . 開催日時 平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日 ( 木 ) 午前 9 時 0 0 分から午前 9 時 5 0 分</p> <p>2 . 開催場所 立田庁舎 3 階 第一会議室</p> <p>3 . 出席委員 ( 3 6 人 ) 別紙のとおり</p> <p>4 . 欠席委員 ( 1 人 ) 別紙のとおり</p> <p>5 . 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 1 9 号 農地法第 3 条関係</p> <p>日程第 3 議案第 2 0 号 農地法第 4 条関係</p> <p>日程第 4 議案第 2 1 号 農地法第 5 条関係</p> <p>日程第 5 議案第 2 2 号 買受適格証明願</p> <p>日程第 6 議案第 2 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 7 決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願</p> <p>日程第 10 専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出</p> <p>日程第 11 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第 12 報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書</p> <p>日程第 13 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第 14 そ の 他</p> <p>6 . 農業委員会事務局職員 ( 3 人 ) 別紙のとおり</p> <p>7 . 本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8 . 会議の概要</p>
事務局長	<p>開会 ( 午前 9 時 0 0 分 )</p> <p>定刻となりましたので、平成 2 3 年 1 0 月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第 5 条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>
会長	<p><b>《会長あいさつ ( T P P の動向に関する事項 ) 》</b></p>

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

**〈異議なしの声〉**

それでは、議席番号7番 毎田 勝敏 委員  
議席番号8番 杉村 義仁 委員  
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第19号	農地法第3条関係	2件
議案第20号	農地法第4条関係	2件
議案第21号	農地法第5条関係	6件
議案第22号	買受適格証明願	2件
議案第23号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	2件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	11件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	2件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	5件
専決報告	現況証明願	3件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件
報告	農地改良届出書	1件

それでは、議案第19号 農地法第3条関係 2件について事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

(1番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)(2番、同項目を同様に朗読)以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。

会長

只今、議案第19号について、事務局より説明させていただきました何かご意見・ご質問ございますか。

**(発言なし)**

質問もない様ですので、議案第19号 農地法第3条関係 2件について賛成の方は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

有り難うございました、全員賛成ですので許可する事と決定をさせていただきます。

続きまして、議案第20号 農地法第4条関係 2件について事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)(2番、同項目を同様に朗読) 尚、この備考欄の用途変更及び農振除外につきまして少しばかり説明をさせていただきます、用途変更とは耕作の目的に供される土地から農業用施設用地として利用する事でございます。1番の用途変更と2番の農振除外の違いは、1番は青地のままであり今後も農業用で使用すると制限が掛かります、2番の農振除外は青地から除外し、今回の転用申請が許可された場合は特に制限を受ける事はございません、大きな違いは以上です。この2件につきましては農地転用の制限の例外及び農地法第4条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。

会長

只今、議案第20号について説明させていただきました何かご質問・ご意見ございますか。

**(発言なし)**

それでは質問も無い様ですので、議案第20号 農地法第4条関係 2件について賛成の方は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

有り難うございました。全員賛成という事で県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第21号 農地法第5条関係 6件について事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由・一

	<p>時転用期間を朗読)内容は県発注の地盤沈下対策事業・木曾川用水地区・市江支線工事に使用するとの事でございます。</p> <p>(2番、同項目を同様に朗読)この内容につきましては、市の道路改良工事に使用する為のものでございます。</p> <p>(3番、同項目を同様に朗読)この内容につきましては、県の広域農道事業に使用する為のものでございます。</p> <p>(4番、同項目を同様に朗読)始末書の内容につきましては、以前より資材置場として利用している事により添付されております、この工事の内容につきましては、県発注の日光川流域下水道事業・管渠布設工事の資材置場として使用するものです。</p> <p>(5番、同項目を同様に朗読)計画では主に出入口として使用するとの事でございます。</p> <p>(6番、同項目を同様に朗読)現在受人は通所介護及び接骨院を業務とする会社に勤務しておりますが、今までの経験を活かして運動療法と治療を組合せた施設経営をしたいとの事での申請です。以上6件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上です。</p>
会長	<p>只今、議案第21号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
31番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
31番委員	<p>4番の始末書添付の一時転用だと、一時転用が終わるとどの様になるのですか。</p>
事務局	<p>一時転用が終わったら農地に復元するとなっておりますので、農地に復元する誓約が付いております。</p>
31番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p><b>(発言なし)</b></p> <p>それでは議案第21号 農地法第5条関係 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p>

<p>事務局</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 2 号 買受適格証明願 2 件について事務局より説明をお願いします。</p> <p><b>〈事務局説明〉</b></p> <p>(1 番及び 2 番の申出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、備考欄の内容を朗読) ここで買受適格証明願につきまして、少し説明を付け加えさせていただきます。買受適格証明願とは、農地が競売に付され、通常の競売手続きにより無制限に競売に参加させた場合には、農地法上の適格性を有しない者が最高価格受人等となる事が考えられます。このことは競売の手続き上、及び経済上無駄なことであるので、競売と許可とを調和させるための運用として買受適格者証明制度が設けられております。これにより裁判所は農地等につき競売を行う場合には民事執行規則第 3 3 条の規定により買受適格者証明書を有する者に限り、買受けの申出をできる事とされています。</p> <p>又、買受適格者証明書の交付を受けるための買受適格者証明願いは、当該許可または届出の手続き、今回の場合は 3 条許可に準じて行う事とされております。</p> <p>今回の出願者につきましては、農地法第 3 条 2 項各号には該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、今回の出願者が落札して農地法第 3 条の申請をされ、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含めご審議をお願いします。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、議案第 2 2 号について説明させていただきました、何かご質問ご意見ございますか。</p> <p><b>(発言なし)</b></p> <p>宜しいでしょうか</p> <p>それでは、議案第 2 2 号 買受適格証明願 2 件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p> <p>全員賛成という事で、当委員会において証明することに決定いたします。</p> <p>また、3 条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきますので宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第 2 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件に</p>



事務局	<p>ついて事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>〈事務局説明〉</b></p> <p>下記のとおり適格者証明願いが提出され、内容を確認した結果、申請内容は事実と相違なく証明方承認を求める、平成23年10月20日提出、(1番の適格証明者住所・氏名、証明願いの内容・申請地・面積を朗読)以上1件につきましては、納税猶予の適用を受ける為の要件及び納税猶予の対象となる農地に該当する為、証明できると思われます。尚、現場は稲作で自作地となっています。以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第23号の説明させていただきました、何かご質問ご意見ございますか。</p>
35番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
35番委員	<p>教えていただきたい、この方は名古屋市の 区で耕作に遠いが納税猶予を受ける事は出来るか。</p>
事務局	<p>農地基本台帳によりますと自作地になっており、特に名古屋であろうと耕作を試みれば問題は無いと思います。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
35番委員	<p>はい。</p> <p><b>(その他、発言なし)</b></p>
会長	<p>それでは議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で証明する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、事務局から 決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>〈事務局説明〉</b></p>

会長

( 1 番から 2 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読 ) 以上 2 件につきましては、農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上です。

只今、事務局より決定第 8 号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。

**( 発言なし )**

宜しいでしょうか。

それでは、決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

**( 全員挙手 )**

有り難うございました。

全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、

専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	11 件
専決報告	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願	2 件
専決報告	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出	5 件
専決報告	現況証明願	3 件
報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件
報告	農地改良届出書	1 件

について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉**

( 専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 ( 1 番から 11 番の申請者住所氏名・申請地・地目・取得した権利・権利を所得した事由・斡旋希望の有無を朗読 ) 以上 11 件の届出がございました。

( 専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願 1 番及び 2 番の願出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、土地の利用状況、処理日を朗読 ) この事案につきましては、皆様方に初めての事案でございますので、少し補足説明をさせていただきます、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の確認願については、4 条第 1 項にて農地以外のものにする者は、県知事の許可を受けなければならないとなっておりますが、但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでないとなっております。第 8 号にて、その他農林水産省令で定める場合となっております。

その他農林水産省令で定める場合は、施行規則第 32 条にて、農地の転用の制

	<p>限の例外定にめられています、その第1項1号にて耕作の事業を行うものが、農地の保全若しくは利用の増進、農作物の育成若しくは養蓄の事業のため、2アール未満に限る農地を、農業用施設用地に供する場となっています。</p> <p>確認事項としまして、農地等の転用が、ただし書きの規定に該当しているものである事、現に農地転用がなされているものである事が確認の条件でございます。</p> <p>ここで問題は事後確認であることから、確認願いが出るまでの間は、転用違反ではないかと言った事となる為、事務局としましては、事前に位置図、建物立面・平面図はできる限り提出する様に指導しております。又、建築サイドに関する確認申請については、担当部局と調整するよう合わせて指導しております。</p> <p>以上2件につきましては、農地の転用の制限の例外に該当する事を事務局にて現地を確認させて頂きました事を報告させていただきます。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読) 以上5件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読) 3番につきましては面積も大きかったので少し調べましたところ、昭和61年に農家住宅として農振除外及び農地農転許可がされた物件でございました。以上3件の現地を確認し証明させていただきました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読) 以上3件の合意解約の通知がございました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読) 以上1件の届出がございました。尚、皆様方には議案に同封し要綱を配布させていただきましたが、今回の案件につきましては、いずれの要件もクリアーされていると思われれます。以上でございます。</p> <p>会長 只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>8番委員 はい。</p> <p>会長 どうぞ。</p> <p>8番委員 農地法3条の件ですが、3番の事ですが耕地整理中でまだ本換地前ですので。</p> <p>事務局 9ページの事ですか。</p>
--	---

8 番委員	9 ページの事です。
事務局	宜しいでしょうか。
会長	はい。
事務局	これは、相続の届出だけの事ですので、相続をこの様にしましたという事を農業委員会に届出をする義務がございますので、その届出を受理しただけの事です。
8 番委員	そうですか。
会長	その他、宜しいでしょうか。
31 番委員	はい。
会長	どうぞ。
31 番委員	15 ページの農地改良届の関係で、少し前にも農地改良届を出されていると思いますが、どう言った内容でとか、その辺の事でやり取りをやってみえれば教えていただきたい。
事務局	宜しいでしょうか。
会長	はいどうぞ。
事務局	<p>前回、農家住宅として昨年ですが、この                    は                    町に自宅を構えております、面積的には分筆された残りが在り、そちらの方を畑として使う為に農地改良届が出されております。</p> <p>尚、今回私共が農地改良届を受け付けさせていただきましたが、これは立田地区の石田町に土が山の様に積んである所がございます、そちら農地に復元する様に以前より是正指導をしておりました。8 月末までに復元するとの事でしたが、中々行いませんでしたので、再度注意をさせていただきました、この                    は                    建設の社長で実際に土を盛った本人でございます。</p> <p>是正をする為にその土をどこかに持って行きなさいと言った時に、                    から「私が所有する田を畑にして利用する」そちらに持って行くから今回農地改良届を受理してもらいたいとの事ございましたので、農地転用違反の事もございますので本人から誓約書の提出を受け取って、今回の農地改良届を受理したと言った内容がございます。</p>
31 番委員	なぜ聞いたかと言うと、インターの所にもこの方は無断転用的な残土置場の様

	<p>に使ってみえる所があり、そういった絡みもあり実はお聞きしたのですが、前から指導をされていると思うのですが。</p>
事務局	<p>インターの附近という事なのですが、私どもは確認をしていますが、誰かの土地を使っているのではないか。</p>
31番委員	<p>そうです、明らかに残土置場として、直接前の担当者の方も さんに言われていて、先回の農家住宅の時もそういった指導があった事かと思imasので、今回その絡みも有るのかと思imasしたので聞kimasした。</p>
事務局	<p>その様な絡みもあり誓約書を取りmasした、誓約書の文面を朗読させていただきます。(誓約書を朗読)以上です。</p>
31番委員	<p>取りあえず一つは解決する。</p>
会長	<p>誠に恐縮ですが、石田町に山積みにしてある土を、今度は自分の農地へ持って行き、そこを畑として使っただけと言っただけで、指導の中で是正勧告させていただきます。土が佐屋地区へ行っただけの話にならない様に十分注意させていただきます。</p>
35番委員	<p>耕作放棄地にならない様に。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p>
32番委員	<p>誓約書が出てまいりましたが、守らない場合は何かペナルティーが有るのですか。</p>
事務局	<p>今後、守らない場合は再度呼び出しを行い、もう少しきつい指導を行います、中々守っただけでない人ですが、今回は必ず行っと言っただけだったので、それを信用したいと思imasますが、守らない場合は即呼び出しし指導をさせていただきます。</p>
32番委員	<p>はい、分かりmasした。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p><b>(発言なし)</b></p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

**(全員挙手)**

有り難うございました、全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了いたします。

**(終了 午前9時40分)**

続きまして、その他に入らせていただきます。

立田地区 農地パトロール報告をお願いします。

8番委員

**(平成23年9月22日実施の農地パトロールの内容報告)**

会長

有り難うございました。

事務局より報告事項があれば。

事務局長

失礼します。

今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区委員の方は、八開庁舎前の「農業管理センター1階 土地利用調整室」に10月25日(火)午後1時30分集合をお願いします。

次回定例農業委員会は11月21日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

お手元に「農業委員会だより」の編集委員名簿を作成しましたので配布させていただきます。加藤委員長及び委員の皆様には9月よりご審議をいただいております。本日も委員会終了後、編集委員会をこの場で開催しますので宜しくお願いします。

お手元に「あいちの農林水産フェア」のパンフレットを配布しました、11月10日～15日までの6日間、丸栄8階大催事場にて行われますので、お時間があればご来場していただきますようお願いします。又、平成23年度愛西市農畜産物品評会の開催案内も配布をさせていただきましたので、こちらもお時間があればご来場をお願いします。

親睦会の会費の徴収ですが、7月からの委員報酬を10月31日に支払う予

定をしておりますので、親睦会費 20,000 円を同日、指定口座より引き落としさせていただきます。尚、現金納付の方につきましては 11 月の定例会にご持参いただき事務局へお渡し下さい。以上、報告させていただきます。

その後、親睦交歓会について協議を行い開催する事に決定し、事務局から例年の開催内容の報告を行う。

会長

大変長時間にわたりご審議誠に有り難うございました、これをもちまして 10 月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前 9 時 50 分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成 23 年 10 月 20 日

会 長

日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 7 番委員

毎 田 勝 敏

議事録署名者  
議席番号 8 番委員

杉 村 義 仁

--	--